#### ○矢板市営住宅条例

平成9年6月30日

条例第15号

改正 平成9年12月24日条例第31号

平成10年9月24日条例第28号

平成12年3月17日条例第39号

平成12年12月21日条例第65号

平成14年3月20日条例第20号

平成15年3月20日条例第6号

平成15年12月22日条例第33号

平成18年10月3日条例第37号

平成19年3月26日条例第9号

平成19年9月28日条例第26号

平成20年3月25日条例第20号

平成20年6月23日条例第28号

平成23年3月22日条例第14号

平成24年3月26日条例第17号

平成24年12月25日条例第46号

平成25年6月24日条例第22号

矢板市営住宅条例(昭和35年矢板市条例第7号)の全部を改正する。

#### 目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 入居(第3条—第11条)

第3章 家賃等(第12条—第18条)

第4章 管理(第19条—第30条)

第5章 雑則(第31条—第34条)

附則

第1章 総則

(設置)

- 第1条 住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸し、又は転貸することにより、市民生活の安定と福祉の増進に寄与するため、市営住宅及び共同施設を設置する。
- 2 市営住宅の名称、位置、構造、棟数及び戸数並びに共同施設の名称等は、別表 第1のとおりとする。

(用語の定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
  - (1) 市営住宅 市が設置する公営住宅をいう。
  - (2) 公営住宅 公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する公営住宅をいう。
  - (3) 借上げ市営住宅 法第2条第6号に規定する公営住宅の借上げ(以下 「公営住宅の借上げ」という。)に係る市営住宅をいう。
  - (4) 共同施設 法第2条第9号に規定する共同施設をいう。
  - (5) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第1条第3号に規定する収入をいう。
  - (6) 収入超過者 市営住宅に引き続き3年以上入居している者で、その者の 収入が第4条第1項第2号ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれ同号ア、 イ又はウに掲げる金額を超えるものをいう。

- (7) 高額所得者 市営住宅に引き続き5年以上入居している者で、その者の 収入が最近2年間引き続き令第9条第1項に規定する金額(同条第2項の規定 の適用がある場合には、その適用後の金額)を超えるものをいう。
- (8) 公営住宅建替事業 法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。
- (9) 公営住宅の用途の廃止 法第44条第3項の規定による公営住宅の用途 の廃止をいう。

第2章 入居

(入居者の公募)

- 第3条 市長は、災害、不良住宅の撤去、公営住宅の借上げに係る契約の終了、公営住宅建替事業による公営住宅の除却その他規則で定める特別の理由がある場合において特定の者を市営住宅に入居させる場合を除くほか、市営住宅の入居者を公募するものとする。
- 2 前項の規定による入居者の公募は、次に掲げる事項を公示して行うものとする。
  - (1) 市営住宅の位置、戸数、規格及び家賃
  - (2) 入居者資格、申込方法、選考方法の概略及び入居時期
  - (3) その他市長が必要と認める事項

(入居者の資格)

第4条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(以下「高齢者等」という。)にあっては、第2号から第5号まで)の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。
- (2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又は ウに掲げる金額を超えないこと。
  - ア 入居者が身体障害者等として規則で定める者の場合 214,000円
- イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処する ための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22 条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれ かに該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住していた低額 所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該 災害の発生の日から3年を経過した後は、158,000円)
- ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
- 2 前項第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号(高齢者等にあっては、 同項第2号、第3号及び第5号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の 日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(平12条例65・平20条例20・平24条例17・平24条例46・

一部改正)

(入居者資格の特例)

- 第5条 次に掲げる者は、前条第1項第1号から第4号までに掲げる条件を具備する者とみなす。
  - (1) 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条及び福島 復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第21条の規定により法第2 3条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者
  - (2) 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした者

(平20条例20・平24条例46・一部改正)

(入居の申込み)

第6条 市営住宅に入居しようとする者は、市長が規則で定めるところにより、入 居の申込みをしなければならない。

(入居者選定及び決定)

- 第7条 市長は、前条の規定により入居の申込みをした者のうちから、市営住宅の 入居者を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により入居者を決定する場合において、入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、令第7条各号のいずれかに該当する者で住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。
- 3 市長は、前項において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽せんにより入居者を決定することができる。
- 4 市長は、第2項に規定する住宅困窮度の判定基準は、別に規則で定める市営住 宅入居者選考委員会の意見を聴いて定める。

- 5 市長は、心身障害者等別に定めるもので速やかに市営住宅に入居することが必要であると認められる者については、前3項の規定にかかわらず、優先的に選考して入居させることができる。
- 6 市長は、第2項及び第3項の規定により入居者を決定した場合においては、入 居者として決定された者のほかに、補欠として入居順位を定めて、必要と認める 数の入居補欠者を定めるものとする。
- 7 市長は、入居者として決定された者が市営住宅に入居しないときは、前項の入 居補欠者のうちから、入居順位に従い、入居者を決定するものとする。

(入居決定等の通知)

第8条 市長は、前条の規定により入居者を決定したときは、当該入居者として決定された者(以下「入居決定者」という。)に対し、その旨を通知するものとする。この場合において、入居決定者が借上げ市営住宅の入居決定者であるときは、当該入居決定者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨についても通知するものとする。

(入居の手続)

- 第9条 入居決定者は、前条の規定による入居の決定の通知のあった日から10日 以内(市長が特別の事情があると認める場合にあっては、市長の指定する日ま で)に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。
  - (1) 連帯保証人の連署する請書を提出すること。
  - (2) 第12条の規定による敷金を納付すること。
- 2 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、前項第1号の規定による請 書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。
- 3 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該 入居決定者に対し、速やかに、市営住宅の入居可能日を通知するものとする。

(入居決定の取消し)

第10条 市長は、入居決定者が前条第1項に規定する期間内に同項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

(連帯保証人)

- 第11条 第9条第1項の連帯保証人は、入居者と連帯して債務を保証するものと する。
- 2 連帯保証人は、独立の生計を営み、確実な保証能力を有し、市長が適当と認める者とする。
- 3 入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、連 帯保証人を変更しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認める ときは、この限りでない。
  - (1) 住所又は居所が不明になったとき。
  - (2) 死亡したとき。
  - (3) 前項のいずれかに該当しなくなったとき。
- 4 入居者は、前項の規定により連帯保証人を変更したとき又は連帯保証人について住所等に変更が生じたときは、市長に届け出なければならない。

第3章 家賃等

(敷金)

- 第12条 入居決定者は、第9条第1項に規定する期間内に3月分の家賃に相当する金額の敷金を納付しなければならない。
- 2 入居者が市営住宅を明け渡したときは、当該市営住宅に係る敷金(未納の家賃、 割増賃料又は損害賠償金があるときは、これらを控除した金額)は、当該敷金を 納付した者(その者が指定する者がある場合にあっては、その指定する者)に還 付するものとする。

3 敷金には、利子は付さない。

(収入の申告等)

- 第13条 入居者は、毎年度、規則で定めるところにより、その収入を市長に申告 しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による収入の申告に基づき、入居者の収入の額を認定し、 当該認定した収入の額を当該入居者に通知するものとする。
- 3 入居者は、前項の規定による認定について、市長が別に定めるところにより、 意見を述べることができる。この場合において、市長は、当該意見に理由がある と認めるときは、当該認定した収入を更正し、更正した後の収入の額を当該入居 者に通知するものとする。

(家賃の決定)

- 第14条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者の収入及び当該市営住宅の立 地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住 宅の家賃(次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、規則 で定めるところにより、市長が定める。ただし、前条第1項の規定による入居者 からの収入の申告がない場合において、法第34条の規定による請求を行ったに もかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近 傍同種の住宅の家賃とする。
- 2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、規則で定めるところにより、毎年度、市長が 定める。

(収入超過者等の家賃)

第15条 収入超過者が入居する市営住宅の毎月の家賃は、前条第1項の規定にか かわらず、当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、令

- 第8条第2項に規定する方法により、規則で定めるところにより、毎年度、市長が定める。
- 2 高額所得者が入居する市営住宅の毎月の家賃は、前条第1項及び前項の規定に かかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

(家賃の特例)

- 第16条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する者である場合において、 新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えるときは、 規則で定めるところにより、家賃を減額するものとする。
  - (1) 公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅の最終の入居者で新たに整備された市営住宅に入居するもの
  - (2) 公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い市営住宅に入居する 者

(家賃の納付)

- 第17条 入居者は、入居期日(第19条第8項の規定による承認を受けた者にあっては、同項後段の市長の指定する日。以下同じ。)から入居者が市営住宅を明け渡した日(次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める日)までの間、家賃を納付しなければならない。
  - (1) 第23条第2項の規定による請求があった場合 当該請求において明渡 しの期限として定められた日又は当該入居者が市営住宅を明け渡した日のいず れか早い日
  - (2) 第29条第1項第1号から第5号までの規定に該当することにより同項 の規定による請求があった場合 当該請求の日
  - (3) 入居者が第30条第1項に規定する手続を経ないで市営住宅を退去した 場合 市長が退去の日として認定した日

- (4) 入居者が死亡した場合 入居者が死亡した日
- 2 入居者は、家賃を毎月末(その月の途中で市営住宅を明け渡した場合にあって は、当該明け渡した日)までにその月分を納付しなければならない。
- 3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合においてその月 の使用期間が1月に満たない月の家賃は、日割計算による。

(平20条例20·一部改正)

(家賃等の減免又は徴収猶予)

第18条 市長は、入居者が災害、病気その他やむを得ない理由により敷金又は家賃を納付することが困難であると認めるときは、これらを減免し、又はこれらの 徴収を猶予することができる。

第4章 管理

(入居者の保管義務)

- 第19条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。
- 2 入居者は、市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡して はならない。
- 3 入居者は、市営住宅の用途を変更してはならない。ただし、市長の承認を得た ときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。
- 4 入居者は、市営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回 復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでな い。
- 5 入居者は、市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、あらかじめ市長 に届け出なければならない。

- 6 入居者は、市営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとする ときは、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。
- 7 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- 8 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入 居者と同居していた者は、規則で定めるところにより、市長の承認を受けて、引 き続き、当該市営住宅に居住することができる。この場合において、当該承認を 受けた者は、市長の指定する日から当該市営住宅の入居者となるものとする。

(平20条例20·一部改正)

(入居者の費用負担義務)

- 第20条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。
  - (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
  - (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
  - (3) 共同施設、エレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、 運営に要する費用
  - (4) 畳の表替え、ふすまの張り替えその他軽微な修繕で市長が別に定めるものに要する費用

(平20条例20·一部改正)

(修繕費用の負担)

- 第21条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(前条第4号に掲げる費用を除く。次項において同じ。)は、市の負担とする。ただし、入居者の責めに帰すべき事由により生じた修繕に要する費用については、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、借上げ市営住宅及び法第2条第13号に規定する共 同施設の借上げに係る共同施設の修繕に要する費用の負担については、市長が別 に定めるものとする。

(収入超過者に対する措置等)

- 第22条 市長は、入居者が収入超過者となった場合においては、当該入居者にそ の旨を通知するものとする。
- 2 収入超過者は、市営住宅を明け渡すように努めなければならない。
- 第23条 市長は、入居者が高額所得者となった場合においては、当該入居者にそ の旨を通知するものとする。
- 2 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求する ことができる。
- 3 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過 した日以後の日でなければならない。
- 4 第2項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やか に、当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 5 市長は、第2項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を損害賠償金として徴収するものとする。
- 6 市長は、第2項の規定による請求を受けた者が災害、病気その他やむを得ない 理由により同項の期限までに市営住宅を明け渡すことが困難であると認めるとき は、同項の期限を延長することができる。
- 7 第18条の規定は、第5項に規定する損害賠償金について準用する。 (専用駐車場の使用)
- 第24条 市営住宅専用駐車場を使用しようとする入居者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けた者は、別表第2で定める使用料を納付しなければならない。

(共同施設の管理)

第25条 第19条第1項、第20条、第21条及び前条に規定するもののほか、 共同施設の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(市営住宅監理員及び市営住宅管理人)

- 第26条 法第33条第1項の規定に基づき、市営住宅監理員を置く。
- 2 市長は、市営住宅監理員の職務を補助させるため、市営住宅管理人を置くこと ができる。
- 3 市営住宅監理員及び市営住宅管理人に関し必要な事項は、市長が別に定める。 (平12条例39・一部改正)

(立入調査)

- 第27条 市長は、市営住宅又は共同施設の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理員又は市長の指定した者に市営住宅若しくは共同施設の調査をさせ、 又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。
- 2 前項の調査において現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、 当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定により調査又は指示をする者は、その身分を示す証票を携帯し、 関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(明渡しの請求等)

- 第28条 市長は、市が施行する公営住宅建替事業に伴い、現に存する市営住宅を 除却するため必要があると認めるときは、法第37条第6項(同条第7項におい て準用する場合を含む。)の規定による通知をした後、当該市営住宅の入居者に 対し、期限を定めて、その明渡しを請求するものとする。
- 2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して3月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やか に、当該市営住宅を明け渡さなければならない。

(平20条例20・平24条例17・一部改正)

- 第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対して、市営住宅の明渡しを請求することができる。
  - (1) 入居者が不正の行為によって入居したとき。
  - (2) 入居者が家賃を3月以上滯納したとき。
  - (3) 入居者が当該市営住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。
  - (4) 入居者が第19条第1項から第8項までの規定に違反したとき。
  - (5) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
  - (6) 借上げ市営住宅に係る借上げの期間が満了するとき。
- 2 入居者は、前項の規定による市営住宅の明渡しの請求を受けたときは、速やか に、当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居期日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭をそれぞれ損害賠償金として徴収するものとする。
- 4 前項の規定は、第1項第2号から第5号までの規定に該当することにより市長 が当該入居者に損害賠償の請求をすることを妨げるものではない。

5 市長が第1項第6号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨の通知をするものとする。

(平20条例20·一部改正)

(明渡し時の入居者の義務)

- 第30条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、当該市営住宅を明け渡 そうとする日の5日前までに市長に届け出て、市営住宅監理員又は市長の指定し た者の検査を受けなければならない。
- 2 入居者は、市営住宅を明け渡すときは、市長が別に定めるところにより、当該 市営住宅を原状に回復しなければならない。

第5章 雜則

(社会福祉法人等による市営住宅の使用)

第31条 第19条第1項から第5項まで、同条第7項、第20条、第21条第1項、第27条、第28条、第29条第1項及び第2項並びに第30条の規定は、 法第45条第1項に規定する社会福祉法人等が地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による許可を受けて市営住宅を使用する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、市長が規則で定める。

(平19条例9・平20条例20・一部改正)

(意見の聴取等)

第32条 市長は、第4条第1項第5号又は第29条第1項第5号に該当する事由 その他規則で定める事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くことがで きる。 2 警察署長は、第29条第1項第5号に該当する事由の有無について、市長に対 し、意見を述べることができる。

(平20条例20·追加)

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平20条例20・旧第32条繰下)

(罰則)

第34条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により、家賃、敷金又は駐車場使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(平12条例39・追加、平20条例20・旧第33条繰下)

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、改正後の矢板市営住宅条例(以下「新条例」という。)第3条から第5条まで、第13条から第19条まで、第22条、第23条、第28条及び第29条の規定は適用せず、改正前の矢板市営住宅条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項、第5条、第10条から第14条まで、第18条から第26条の3まで、第28条並びに附則第2項及び第3項の規定は、なおその効力を有する。

- 3 新条例第14条第1項又は第15条の規定による家賃の決定に関し必要な手続 その他の行為は、前項の規定にかかわらず、平成10年3月31日以前において も、それぞれ新条例の例によりすることができる。
- 4 平成10年4月1日において現に附則第2項の市営住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第14条第1項本文又は第18条の規定による家賃の額が旧条例第10条から第12条までの規定による家賃(以下「旧家賃」という。)の額を超える場合にあっては新条例第14条第1項本文又は第18条の規定による家賃の額から旧家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新条例第15条又は第18条の規定による家賃の額が旧家賃の額に旧条例第25条の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては新条例第15条又は第18条の規定による家賃の額から旧家賃の額及び旧条例第25条の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧家賃の額及び旧条例第25条の規定による割増賃料の額を加えて得た額に、旧家賃の額及び旧条例第25条の規定による割増賃料の額を加えて得た額に、旧家賃の額及び旧条例第25条の規定による割増賃料の額を加えて得た額に、旧家賃の額及び旧条例第25条の規定による割増賃料の額を加えて得た額に、旧家賃の額及び旧条例第25条の規定による割増賃料の額を加えて得た額に、旧家賃の額及び旧条例第25条の規定による割増賃料の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率	
平成10年度	0. 25	
平成11年度	0. 5	
平成12年度	0.75	

5 平成10年4月1日前に旧条例又はこれに基づく規則等の規定によってした請求、手続その他の行為は、新条例中これに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によってしたものとみなす。

附 則(平成9年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第39号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第65号)

この条例は、公布の日から施行し、平成12年10月1日から適用する。

附 則(平成14年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年条例第33号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第9号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第13号で平成19年3月26日から施行)

附 則 (平成19年条例第26号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第30号で平成19年12月1日から施行)

附 則(平成20年条例第20号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第17号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第46号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第5条第1号の改正規定は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

### 別表第1 (第1条関係)

(平9条例31・平10条例28・平12条例65・平14条例20・平18条例37・平19条例26・平20条例28・平23条例14・平25条例22・一部改正)

#### 市営住宅

名称	位置	構造	棟数	戸数
矢板市荒井市営住宅	矢板市荒井	簡易耐火ブロック造平	2 8	1 1 4
		家建		
		簡易耐火プレハブ造平	1	4
		家建		
矢板市中市営住宅	矢板市中	中層耐火構造4階建	5	1 6 0
矢板市上太田市営住宅	矢板市上太田	簡易耐火プレハブ造平	4	1 4
		家建		

		簡易耐火プレハブ造2	7	4 2
		階建		
		中層耐火構造4階建	1	5 2
矢板市高倉市営住宅	矢板市片岡	中層耐火構造3階建	2	5 4
矢板市石関市営住宅	矢板市石関	中層耐火構造3階建	3	7 2
矢板市乙畑市営住宅	矢板市乙畑	簡易耐火ブロック造平	1 5	6 2
		家建		
		簡易耐火プレハブ造平	4	1 6
		家建		
		中層耐火構造3階建	4	7 2

# 共同施設

名称	位置	構造	棟数	戸数
荒井市営住宅集会所	矢板市荒井	簡易耐火プレハブ造平	1	1
		家建		
中市営住宅集会所	矢板市中	木造防火平家建	1	1
高倉市営住宅集会所	矢板市片岡	耐火構造平家建	1	1
石関市営住宅集会所	矢板市石関	準耐火鉄骨造平家建	1	1
乙畑市営住宅集会所	矢板市乙畑	準耐火鉄骨造平家建	1	1

### 別表第2(第24条関係)

(平15条例33・平19条例26・一部改正)

# 専用駐車場

名称	位置	自動車の種類	月額使用料
			(1区画につき)

中市営住宅専用駐	矢板市中	普通・小型・軽自動車	2,000円
車場			
高倉市営住宅専用	矢板市片岡	普通・小型・軽自動車	2,000円
駐車場			
石関市営住宅専用	矢板市石関	普通・小型・軽自動車	2,500円
駐車場			
乙畑市営住宅専用	矢板市乙畑	普通・小型・軽自動車	2,500円
駐車場			
上太田市営住宅専	矢板市上太田	普通・小型・軽自動車	2,000円
用駐車場			